

## 【追加Q & A】

Q 1 1. 登録ヘルパーには実績で給与を払っており、週の労働時間を決めていません。週20時間以上働いている職員に支給してもよいですか？

### 【A 1 1】

- ・雇用契約上、労働時間を決めていない方については、実労働時間で週20時間以上、福祉・介護職員の仕事に従事していれば対象にできます。こうした職員を対象とする場合は、必ずその旨を給与規程（居住支援特別手当の部分）に記載をして下さい。また、実労働で20時間を超えている場合のみ支給するようにして下さい。

## 【追加Q & A】

Q 1 2. 障害事業所と高齢事業所とに福祉・介護職員として兼務しており、合計で週20時間を超えるのですが、対象になりますか？

### 【A 1 2】

- ・対象になります。ただし、両方の補助金に重複して申請することはできません。申請方法の詳細が公表された後、どちらの補助金で申請するか確認してください。

## 【追加Q & A】

Q 1 3. 3月15日から4月15日までの給料を4月末に支給しています。4月末の支給で手当を支給しても補助の対象になりますか？

### 【A 1 3】

- ・職員へ支給された時点で判断されます。支給の時点が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの手当は令和6年度の補助の対象となります。

## 【追加Q & A】

Q 1 4 . 事務職員が一部福祉・介護職員の業務を担っているのですが、対象になりますか？

### 【A 1 4】

- ・事務職員として雇用されている方であっても、福祉・介護職員としての業務のみで所定労働時間が週20時間以上である場合は対象となります。

## 【追加Q & A】

Q 1 5 . 障害福祉サービス等事業所で勤務する看護師は対象になりますか？

### 【A 1 5】

- ・ 人員配置として福祉・介護職員との兼務とされており、かつ福祉・介護職員としての業務を週20時間以上行っている職員についてのみ対象となります。  
看護師として配置されている時間中に福祉・介護職員と同様の業務を行う時間については対象となりません。

## 【追加Q & A】

Q 1 6 . 所定労働時間が週 2 0 時間以上である職員が対象ですが、月単位で所定労働時間を定めている場合はどのような扱いになりますか？

### 【A 1 6】

- ・月単位としては、所定労働時間が月 8 0 時間以上である方を対象とします。

## 【追加Q & A】

Q 17. 月ごとに実績の労働時間が違う方で、年間で平均すると週20時間を超える職員がいます。年度末に労働時間を確認して、まとめて12か月分手当を支給することは可能ですか。

### 【A 17】

- ・年間の労働時間により12か月分を一括支給することはできません。実労働時間で実績払いをする場合は、月単位での労働時間により判断し、月ごとに手当の支給の有無を決めてください。

## 【追加Q & A】

Q 1 8 . この居住支援特別手当は時間外労働などの割増賃金の基礎となる賃金として扱うものですか？

【A 1 8】

- ・ お見込みのとおりです。

## 【追加Q & A】

Q 1 9 . 同一法人内の障害福祉サービス等事業所間で兼務する者で、個別では週 2 0 時間以上にならないが、各事業所の勤務時間を合計すると週 2 0 時間以上となる者は対象となりますか。

### 【A 1 9】

- ・各事業所の勤務時間の合計が週 2 0 時間以上、もしくは月 8 0 時間以上であれば対象となります。

## 【追加Q & A】

Q 2 0 . 居住支援特別手当は、福祉・介護職員処遇改善加算の処遇改善計画書において、賃金改善額に含まれますか。

### 【A 2 0】

- ・ 居住支援特別手当は、福祉・介護職員処遇改善加算の処遇改善計画書の賃金改善額に含まれません。  
なお、賃金総額には影響しますが、年度途中から給与規定等を改訂し、当該手当を新設した場合であっても、計画書の変更届の提出は不要です。実績報告において「加算の影響を除いた賃金額」に居住支援特別手当分を含めてください。